

## 平成 29 年度地域団体等による藻場・干潟の再生・創出支援事業実施要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、平成 29 年度農政環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表の「地域団体等による藻場・干潟の再生・創出支援事業」（以下「補助事業」という。）の実施について、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (実施事業の募集)

第 2 条 県は、補助事業の実施に際し、別に定める「地域団体等による藻場・干潟の再生・創出支援事業募集要項」により実施事業を募集する。

### (応募に必要な書類等)

第 3 条 補助事業に応募しようとする団体は、次に掲げる書類を作成の上、県が別途定める日までに提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書（要綱-様式第 1 号）
- (2) 誓約書（要綱-様式第 2 号）
- (3) 藻場・干潟の再生・創出支援事業実施計画書（要綱別表-別添様式 1）
- (4) その他関係書類

### (審査方法)

第 4 条 審査は、別に定める「地域団体等による藻場・干潟の再生・創出支援事業審査要領」（以下「審査要領」という。）によるものとする。

### (事業の採択)

第 5 条 県は、審査要領に基づき評価した結果により、補助事業の採択を行うものとする。

### (採択の取消し)

第 6 条 県は、前条で補助事業の採択を受けた団体（以下「採択団体」という。）が、事業実施計画に従った事業を実施していないと認められるときは、その採択を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取消に伴い、採択団体に損害が生じたとしても、採択団体は県に対してその損害の賠償を請求することはできない。

### (報告の徴収)

第 7 条 県は、必要があると認めるときは、採択団体に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。

### (その他)

第 8 条 この事業の庶務は、農政環境部環境管理局水大気課において処理する。

- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 11 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。